

総社市告示第90号

総社市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第20号）の一部を次のように改正する。

令和6年7月4日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動項号に対応する移動後項号が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削り、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除項号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものであって、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）であって、次条に規定する資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成機関において<u>6月</u>以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(対象資格)</p> <p>第4条 この事業の対象資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第3条 この事業の対象者は、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童（20歳に満たない者をいう。以下同じ。）を扶養しているものであって、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。）であって、次条に規定する資格（以下「対象資格」という。）を取得するために修業している次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 養成機関において<u>1年</u>以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(対象資格)</p> <p>第4条 この事業の対象資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>介護福祉士</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>准看護師</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>介護福祉士</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>理学療法士</u></p> <p>(7) <u>歯科衛生士</u></p> <p>(8) <u>美容師</u></p> <p>(9) <u>社会福祉士</u></p> <p>(10) <u>製菓衛生師</u></p> <p>(11) <u>調理師</u></p> <p>(12) 略</p> <p>(支給額)</p> <p>第6条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額100,000円。ただし、養成機関における修業の修了前12月（<u>修業期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。</u>）については、月額140,000円</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(3) 略</p> <p>(4) <u>理学療法士</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(支給額)</p> <p>第6条 訓練促進給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給を請求する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものを含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。）月額100,000円。ただし、養成機関における修業の修了前12月については、月額140,000円</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

改正後	改正前
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 略</p> <p><u>(令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間に修業を開始した者の特例)</u></p> <p>2 <u>令和6年4月1日から令和6年6月30日までの間にカリキュラムの修業を開始した場合における、第5条第2項及び第9条第1項の規定の適用については、第5条第2項中「支給の申請があった日」とあるのは「支給の申請があった日(令和6年4月から令和6年6月までの間にカリキュラムの修業を開始した者であって、令和6年7月10日までに支給の申請があったものについては、修業を開始した日)」と、第9条第1項中「翌月10日」とあるのは「翌月10日(令和6年4月及び5月の出席状況等については、令和6年7月10日)」とする。</u></p>	<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 略 <u>(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に修業を開始する者の特例)</u></p> <p>2 <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にカリキュラムの修業を開始する場合における、第3条第2号、第5条第2項、第6条第1項第1号ただし書及び第9条第1項の規定の適用については、第3条第2号中「1年」とあるのは「6月」と、第5条第2項中「支給の申請があった日」とあるのは「支給の申請があった日(令和4年4月から令和4年6月までの間にカリキュラムの修業を開始した者であって、令和4年7月8日までに支給の申請があったものについては、修業を開始した日)」と、第6条第1項第1号ただし書中「12月」とあるのは「12月(修業期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。)」と、第9条第1項中「翌月10日」とあるのは「翌月10日(令和4年4月及び5月の出席状況等については、令和4年7月8日)」とする。</u></p> <p><u>(令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に修業を開始する者の特例)</u></p> <p>3 <u>令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間にカリキュラムの修業を開始する場合における、第3条第2号、第5条第2項、第6条第1項第1号ただし書及び第9条第1項の規定の適用については、第3条第2号中「1年」とあるのは「6月」と、第5条第2項中「支給の申請があった日」とあるのは「支給の申請があった日(令和5年4月から令和5年6</u></p>

改正後	改正前
	<u>月までの間にカリキュラムの修業を開始した者であって、令和5年7月10日までに支給の申請があったものについては、修業を開始した日)」と、第6条第1項第1号ただし書中「12月」とあるのは「12月（修業期間が12月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」と、第9条第1項中「翌月10日」とあるのは「翌月10日（令和5年4月及び5月の出席状況等については、令和5年7月10日）」とする。</u>

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。